

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書

道路は、人々の暮らしや経済活動を支え、生活環境の向上に資する最も基礎的な社会資本であり、少子高齢化により人口減少が著しい地方では、まさに不可欠のものである。

また、災害時の避難や緊急搬送、防災機能の点でも、改めてその重要性が認識されているところである。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により補助率等のかさ上げがなされているが、この措置は平成29年度末までの時限措置となっている。

依然として都市部と地域間格差がある中で、活力ある地域づくりの促進のため、またどこに住んでいても安全・安心に暮らせる生活環境の実現のために、今後も道路整備の更なる充実を求め、下記の点について強く要望する。

記

- 1 地方が必要とする道路整備を早期に、そして長期安定的に実施できるよう必要な予算を確保すること。
- 2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

佐賀県嬉野市議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
財務大臣	麻生	太郎	様
国土交通大臣	石井	啓一	様